



よくある質問

Q1 山口県パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

A1 婚姻は民法に定めのある法律行為であり、婚姻により民法上の親族となり、相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。これに対して、山口県パートナーシップ宣誓制度においては、上記の法的権利や義務は生じませんし、宣誓を行うことで、戸籍や住民票の記載の変更もありません。

Q2 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか。

A2 同性同士のほか、一方または双方が性的マイノリティの方で、宣誓要件を満たしていれば宣誓することができます。

Q3 男女の事実婚のカップルは宣誓することができますか。

A3 この制度は、一方または双方が性的マイノリティのお二人を対象としていますので、事実婚のカップルは対象外です。

Q4 外国籍でも宣誓はできますか。

A4 外国籍の方も、宣誓できます。その場合、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書など、独身であることを証明できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。なお、この制度における宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q5 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A5 同性婚が法制化されている国・地域において、本県のパートナーシップ宣誓制度にかかる相手方と婚姻されている方は、当該国・地域の婚姻届にあたる書類を提出することで、本県制度で宣誓できます。

Q6 山口県内に住んでいないと宣誓をすることはできませんか。

A6 いずれか一方が県内に住所を有しているか、または原則として4カ月以内に山口県内への転入を予定している場合は、宣誓できます。

Q7 転入予定者でも宣誓できるのはどうしてですか。

A7 入居する住宅の準備等に期間を要する場合が想定されるからです。(転入前に住宅を賃貸する場合、新築のために住宅ローンを申込み場合など)。このような場合には、「転入予定者受付票」を交付します。

Q8 届け出る二人は、同居している必要はありますか。

A8 いずれか一方が県内に住所を有すること(転入予定を含む)を要件としていますので、その他の要件を満たしていれば、お二人が同居していなくても宣誓することができます。

Q9 他自治体で宣誓済みですが、山口県パートナーシップ宣誓制度を利用することはできますか。

A9 他自治体で宣誓されている方も、同じパートナーであれば山口県の制度で宣誓することができます。

Q10 養子縁組をしている二人でも宣誓できますか。

A10 宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている場合でも、その他の要件を満たしていれば、宣誓することができます。

Q11 山口県パートナーシップ宣誓制度を利用するにあたって費用はかかりますか。

A11 基本、県に支払う費用はありません。ただし、住民票の写し等の必要書類の発行手数料、郵送で届け出る場合の郵送料、本人確認にWEB会議システムを利用する場合のご自身の通信料、書類の提出や宣誓

書受領証等の交付を受けるために来庁する場合の交通費等は、宣誓者の自己負担となります。

Q12 手続きには事前連絡等が必要ですか。

A12 宣誓の方法をご案内し、個人情報に配慮した上で、宣誓・本人確認の日程を調整する必要がありますので、事前連絡をお願いします。急なご来庁には対応できかねます。また、郵送の場合は、書類の発送から到着までに日数を要しますので、交付を希望される日まで十分な余裕をもってご連絡ください。

Q13 事前調整、宣誓・本人確認等の手続きができるのは平日のみですか。

A13 事前調整のためのメールは随時受け付けます(メールを受けて県からご連絡するのは、翌日以降の開庁日※となります。)。また、電話による受付や事前調整、宣誓・本人確認等の手続きは、県庁の開庁日の9時から16時までの間に対応させていただきます。※県庁の開庁日は、祝日と年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く月曜から金曜日です。

Q14 宣誓は二人で行わないといけませんか。

A14 宣誓書には、原則としてそれぞれが自署してください。また、対面／オンラインに関わらず、お二人を本人確認させていただきますので、必ずお二人で手続きを進めていただくことが必要です。

Q15 代理で宣誓してもらうことはできますか。

A15 代理による宣誓はできません。必ず宣誓されるお二人で行ってください。

Q16 通称名を使用する場合は、通称名は何でもいいですか。

A16 社会生活上で、日常的に使用している通称名としてください。

Q17 プライバシーは守られますか。

A17 宣誓者のプライバシーを確保するため、対面での手続を希望される場合は、個室スペースをご用意します。また、オンライン手続の場合は担当職員のみが個室で対応します。なお、県職員は、個人情報に関して、地方公務員法上の守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q18 宣誓書受領証等はいつ交付されますか。

A18 本人確認手続きを対面で行う場合には、原則として即日交付します。オンラインによる本人確認の場合は、宣誓等に不備がないことや宣誓要件に該当していること等を確認の上、原則として郵送による交付とします（宣誓者のお手元に届くまでに数日かかります。）。

Q19 宣誓書受領証等に有効期限はありますか。

A19 有効期限はありません。

Q20 山口県パートナーシップ宣誓制度の宣誓書受領証等はどういうことに使えますか。

A20 宣誓書受領証等の提示により、山口県及び県内全市町において一定の範囲内で婚姻関係や事実婚と同等のサービスが受けられる場合があります。県のホームページにおいて利用できるサービス等の状況を随時お知らせしますので、ご確認ください。

Q21 サービスを利用する際に宣誓書受領証等の提示は必要ですか。

A21 利用できるサービスには、宣誓書受領証等の提示が必要なサービスもあれば不要なサービスもありますので、詳しくは、当該サービスを提供する県機関、市町、各事業者にお問い合わせください。

Q22 県外に転出する場合、宣誓書受領証等を返還する必要がありますか。

A22 お二人とも県外に転出する場合は、返還してください。パートナーシップ宣誓書受領証等返還届に宣誓書受領証等を添付して、返還してください。

Q23 パートナーシップを解消した場合、宣誓書受領証等を返還する必要がありますか。

A23 パートナーシップ宣誓書受領証等返還届とともに宣誓書受領証等を返還してください。

Q24 パートナーが死亡した場合に、二人の関係を公的に証明するものが何もありません。宣誓書受領証等を返還しないことはできますか。

A24 万一、パートナーが亡くなった場合にも、いったん宣誓書受領証等は返還していただく必要があります。しかしながら、残されたパートナーの方が引き続きお手元に残しておきたい場合は、返還していただいた宣誓書受領証等に無効であることを明示した上で、再交付します。

Q25 なりすまし等により悪用されませんか。

A25 県が宣誓を受ける際には、住民票の写し、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。万一、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、当該宣誓を無効とし、宣誓書受領証等の返還を求めます。